

広島県教育委員会規則第九号

広島県縮景園管理規則及び広島県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年六月十八日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県縮景園管理規則及び広島県立美術館管理運営規則の一部を改正する規則

則

(広島県縮景園管理規則の一部改正)

第一条 広島県縮景園管理規則(昭和三十二年広島県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「管理運営の基本的事項」を「管理及び運営に関して必要な事項」に改める。

第二条から第十一条までを次のように改める。

(園長が掌理する業務)

第二条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号。以下「条例」という。)第四条第二項の知事が別に定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第一百九条第一項の規定による名勝庭園及び園内施設(明月亭及び清風館をいう。以下同じ。)の管理及び復旧を行うこと。

二 伝統文化行事その他教育委員会が主催する事業に関する事。

(名勝庭園及び園内施設の管理)

第三条 園長は、縮景園設置の目的を達成するため、名勝庭園及び園内施設の保全管理に關し周到な計画のもとに適切な措置を講じなければならない。

2 園長は、名勝庭園及び園内施設がき損し、又は滅失したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(開園時間等の周知)

第四条 教育長又は指定管理者は、条例第六条第二項又は第七条第二項の規定により、縮景園の開園時間を変更し、又は縮景園を臨時に休園し、若しくは休園日に臨時に開園する場合は、あらかじめ、その旨を縮景園に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用の申込み等)

第五条 施設等を利用しようとする者は、利用申込書を指定管理者に提出し、条例第八条第一項の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。ただし、名勝庭園の利用については、入園券の購入により利用許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定による利用(名勝庭園の利用を除く。)の申込みは、利用開始日の四月前

から一月前までにしなければならぬ。ただし、特別の事情があると指定管理者が認める場合は、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第六条 指定管理者は、利用許可をしたときは、利用許可書を申込者に交付するものとする。ただし、名勝庭園については、入園券の交付をもつてこれに代えることができる。

2 利用許可書又は入園券は、施設等を利用する際必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(駐車場の利用手続)

第七条 駐車場を利用しようとする者(以下「駐車場利用者」という。)は、自動車を入庫させる際、駐車券の発給を受けるものとする。この場合においては、第五条第一項及び第六条第一項の規定にかかわらず、当該発給を受けたときに駐車場の利用の申込みをしたものとみなし、かつ、利用許可を受けたものとみなす。

2 駐車場利用者が自動車を出庫させようとする際は、駐車時間に応じた利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の周知)

第八条 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により知事の承認を受けて利用料金を定めたときは、縮景園に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の返還)

第九条 条例第十一条第三項ただし書の規定により、指定管理者は、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用することができない場合は、当該利用料金の全額を返還する。

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書に第六条第一項の利用許可書又は入園券を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の免除)

第十条 条例第十二条第一項第一号から第九号までのいずれかに該当する場合は、入園に係る利用料金を免除する。

2 条例第十二条第二項に該当する場合は、駐車場の利用料金を免除する。

3 条例第十二条第三項に該当するものうち、教育委員会が主催する事業のために施設等を利用する場合は、利用料金を免除する。

(利用料金の免除の申請)

第十一条 前条第一項及び第二項の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、条例第十二条第一項第一号から第七号までのいずれか又は同項第九号に該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならない。

第十二条に見出しとして「(補則)」を付し、同条中「施設の利用」を「管理及び運営」に改める。

(広島県立美術館管理運営規則の一部改正)

第二条 広島県立美術館管理運営規則(昭和四十三年広島県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

(指定管理者が行う業務)

第二条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号。以下「条例」という。)

第五条第二項第一号の教育委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 美術館の利用促進に関すること。
- 二 美術館の利用案内に関すること。
- 三 県民の美術に関する学習活動の支援に関すること。

(開館時間等の周知)

第三条 教育長又は指定管理者は、条例第六条第三項又は第七条第二項の規定により、美術館の開館時間若しくは講堂若しくは駐車場の利用時間を変更し、又は美術館の全部若しくは一部を臨時に休館し、若しくは休館日に開館する場合は、あらかじめ、その旨を美術館に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

第四条から第六条までを削り、第七条の見出し中「申込み」を「申込み等」に改め、同条中「利用許可を受けようとする者は、あらかじめ」を「美術館の展示施設及び講堂(以下「展示施設等」という。)を利用しようとする者は」に、「教育長に提出しなければ」を「指定管理者に提出し、条例第八条第一項の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければ」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

2 前項の規定による利用の申込みは、次に掲げる期間内にしなければならない。ただし、特別の事情があると指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- 一 展示施設 利用開始日の一年前から一月前まで
- 二 講堂 利用開始日の二月前から七日前まで

第八条を削る。

第九条中「教育長」を「指定管理者」に、「利用の申込者」を「申込者」に、「交付する」を「交付するものとする」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

2 展示施設等利用許可書は、展示施設等を利用する際必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五条の次に次の四条を加える。

(駐車場の利用手続)

第六条 駐車場を利用しようとする者(以下「駐車場利用者」という。)は、自動車を入庫させる際、駐車券の発給を受けるものとする。この場合においては、当該発給を受けたときに利用許可を受けたものとみなす。

2 駐車場利用者が自動車を出庫させようとする際は、駐車時間に応じた利用料金を納付

しなければならない。

(入館券の購入等)

第七条 条例第十一条第一項に規定する入館料は、入館券の購入により納付するものとする。

2 第一項の規定により入館券を購入した者は、美術館に入館する際には、入館券を係員に提示しなければならない。

3 入館券は、これを返還して現金の還付を受け、又は紛失その他の理由によつても再交付を受けることができない。

4 著しく汚染し、又は損傷した入館券は、無効とする。

(利用料金の周知)

第八条 指定管理者は、条例第十二条第一項の規定により教育委員会の承認を受けて利用料金を定めたときは、美術館に掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の返還)

第九条 条例第十二条第三項ただし書の規定により、指定管理者は、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用することができない場合は、当該利用料金の全額を返還する。

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書に第五条第一項の展示施設等利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

第十条から第十二条までを次のように改める。

(入館料の減免)

第十条 条例第十三条第一項第一号から第九号までのいずれかに該当する場合は、通常の展示に係る入館料を免除する。

2 条例第十三条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合は、特別の展示(教育委員会が行うものに限る。)に係る入館料を免除する。

(利用料金の減免)

第十一条 条例第十四条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号に該当する場合は、利用料金(条例別表第二に規定する電気設備を利用する場合の利用料金を除く。以下本条において同じ。)を免除する。

2 条例第十四条第一項第二号又は第三号に該当する場合は、利用料金の額の二分の一に相当する額を減額する。

3 条例第十四条第一項第四号又は第五号に該当する場合は、利用料金の額の五分の一に相当する額を減額する。

4 前二項の規定により算定した減額後の利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(入館料及び利用料金の減免の申請)

第十二条 第十条第一項又は前条第一項の規定により入館料又は利用料金の免除を受けようとする者のうち条例第十三条第一項第一号から第七号までのいずれか又は条例第十四条第二項第二号に該当するものは、該当することを証する書類を指定管理者に提示しなければならぬ。

2 前条第二項又は第三項の規定により利用料金の減額を受けようとする者は、第四条第一項の展示施設等利用申込書の提出時に併せて利用料金減額申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

第十三条から第十五条までを削り、第十六条を第十三条とする。

附 則

(施行期日)

1 この教育委員会規則は、広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例(平成十九年広島県条例第二十一号)の施行の日から施行する。

(広島県縮景園使用料条例施行規則の廃止)

2 広島県縮景園使用料条例施行規則(昭和三十年広島県教育委員会規則第六号)は、廃止する。